

○静岡県職員倫理条例及び同規則の運用に関する訓令の

制定について

(平成13年3月31日甲通達監第15号)

静岡県職員倫理条例（平成12年静岡県条例第55号。以下「条例」という。）及び静岡県職員倫理規則（平成13年静岡県規則第9号。以下「規則」という。）の運用を円滑に行うため、静岡県職員倫理条例及び同規則の運用に関する訓令（平成13年県本部訓令第5号）を制定し、平成13年4月1日から施行することとしたが、同訓令の解釈、利害関係者との接触に関する許可、承認等の手続等の事務処理要領については、下記のとおりであるので、職員に周知徹底されたい。

なお、職務に利害関係を有する者等との接触に関する規制について（平成11年甲通達監第28号）は、廃止する。

記

第1 許可・承認の手続

- 1 職員は、規則第11条第3項の規定により利害関係者との接触の許可を受けようとする場合又は規則第13条第1項の規定により利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて行う講演等の承認を受けようとする場合には、原則として当該許可又は承認を受けようとする行為を行う日の1週間前までに、次の区分により許可申請書（様式第1号）又は報酬受領承認申請書（様式第2号。以下「承認申請書」という。）を提出しなければならない。
 - (1) 参事官及び倫理管理職員（警察署長を除く。）にあつては、倫理監督職員である警務部長
 - (2) 県本部のその他の職員にあつては、所属する部（サイバー対策本部を含む。）の倫理管理職員である庶務担当課長（学校にあつては、校長）
 - (3) 警察署長にあつては、倫理管理職員である県本部監察課長
 - (4) 警察署のその他の職員にあつては、倫理管理職員である警察署長
- 2 倫理監督職員及び倫理管理職員は、提出された許可申請書又は承認申請書に基づき、速やかに当該申請行為についての許可、不許可又は承認、不承認の判断を行い、その結果を申請者に通知するものとする。
- 3 倫理管理職員は、前項の判断が困難な場合には、倫理監督職員に協議するものとする。
- 4 倫理管理職員は、職員の申請に基づき自らが判断し、又は倫理監督職員と協議した結果判断した許可申請書及び承認申請書を保管管理するとともに、その写しを県本部監察課（以下「監察課」という。）を経由して倫理監督職員に提出するものとする。

第2 講演等の報酬の基準

- 1 規則第13条第2項の規定により利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行う場合において、職員の参考となるべき報酬の上限は次のとおりとする。
 - (1) 講演、討論、講習、研修又は放送番組への出演に対する報酬
1時間当たり9,000円

(2) 著述に対する報酬

400字当たり2,500円

- 2 職員は、講演等の内容が高度の専門性を有する場合等前項の基準により難しい場合には、倫理監督職員又は倫理管理職員に相談し、その指示に従うものとする。

第3 相談の手続

- 1 職員は、条例及び規則の解釈、運用に際して次の各号に該当する疑義が生じたときは、所属の倫理相談員に相談しなければならない。
- (1) 自らが行う行為の相手方が、利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合
- (2) 利害関係者との間で行う行為が、禁止行為に該当するかどうかを判断することができない場合
- (3) 自らの行為が県民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合
- 2 倫理相談員は、前項の相談を受理した場合には、相談受理書（様式第3号）にその内容及び判断等を記載し、速やかに倫理管理職員に提出するものとする。
- 3 倫理相談員は、職員から受けた相談について判断が困難な場合には、倫理管理職員又は倫理監督職員に相談するものとする。
- 4 相談受理書の提出を受けた倫理管理職員は、当該相談受理書の保管管理に当たるとともに、その写しを監察課を経由して倫理監督職員に提出するものとする。

第4 贈与等報告書の提出及び保存

- 1 贈与等を受けた管理職員（管理職手当の支給を受ける職員をいう。）から贈与等報告書（別添）の提出を受けた倫理監督職員は、内容を審査して本部長に報告するとともに、規則第15条第2項の規定により、その写しを人事委員会に送付しなければならない。
- 2 倫理監督職員は、贈与等報告書の提出状況を管理し、贈与等報告書に記載された内容について職員に対し必要な指導及び助言を行うものとする。
- 3 倫理監督職員が受理した贈与等報告書については、監察課において保管管理するものとする。

第5 利害関係者の特例についての解釈

1 利害関係者から除く者

規則第3条ただし書では、職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者や職員の裁量の余地が少ない職務に関する者については、任命権者（本部長）の判断により、利害関係者から除くことを認めている。道路交通法（昭和35年法律第105号）第84条第1項に規定する運転免許を与える事務に関して、運転免許を受けるため自動車教習所で教習を受ける等その申請をしようとしていることが明らかである者並びに同法第101条第1項に規定する免許証の更新をする事務に関して、現にその更新の申請をしている者及び免許証の更新を受けるため運転免許センター、警察署等を訪れる等その更新の申請をしようとしていることが明らかである者については、いずれも職員の裁量の余地が少ない職務に関する者と認められることから、訓令第5条に利害関係者から除く者として規定したものである。

2 犯罪の捜査に関する利害関係者

犯罪の捜査は刑事手続の一環として、特に公正誠実にその権限を行使する必要があることから、規則に定める利害関係者に加え、犯罪の捜査に関する利害関係者として訓令第6条に規定した者である。

第6 贈与等報告書の閲覧に関する手続等

1 閲覧の日時及び請求手続

- (1) 贈与等報告書の閲覧は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く月曜日から金曜日までの日の午前10時から午後0時までの間及び午後1時から午後5時までの間これを行うことができるものとする。
 - (2) 倫理監督職員は、災害その他特別の事情があるときは、贈与等報告書の閲覧をさせないことができるものとする。
 - (3) 贈与等報告書の閲覧を請求しようとする者は、贈与等報告書閲覧請求書（様式第4号）を提出しなければならないものとする。
 - (4) 倫理監督職員は、贈与等報告書閲覧請求書の提出があった場合において、閲覧が円滑に行われるようにするため必要があると認めるときは、贈与等報告書の閲覧の日時を指定することができるものとする。
- ### 2 贈与等報告書の閲覧をする者（以下「閲覧者」という。）は、贈与等報告書を閲覧の場所から持ち出すことはできないものとするとともに、贈与等報告書を丁寧に扱うものとし、これを破損し、汚損し、又は改ざんしてはならないものとする。
- ### 3 倫理監督職員は、必要があると認めるときは、贈与等報告書の閲覧に県本部の職員を立ち合わせることができるものとする。
- ### 4 倫理監督職員は、閲覧者が遵守事項に違反したときは、その贈与等報告書の閲覧を中止させることができるものとする。

第7 補則

この通達に定めるもののほか、条例及び規則に係る事務処理に関しては、監察課において処理するものとする。